

ニセコ町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

ニセコ町教育委員会

1 プログラムの目的

全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議してきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「ニセコ町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

- (1) 北海道開発局小樽開発建設部（道路管理者）
- (2) 後志総合振興局小樽建設管理部（道路管理者）
- (3) 倶知安警察署（警察関係者）
- (4) ニセコ町内小中学校（学校関係者、PTA）
- (5) ニセコ町都市建設課（町道管理者）
- (6) ニセコ町町民生活課（町交通安全担当者）
- (7) ニセコ町教育委員会（教育関係者）

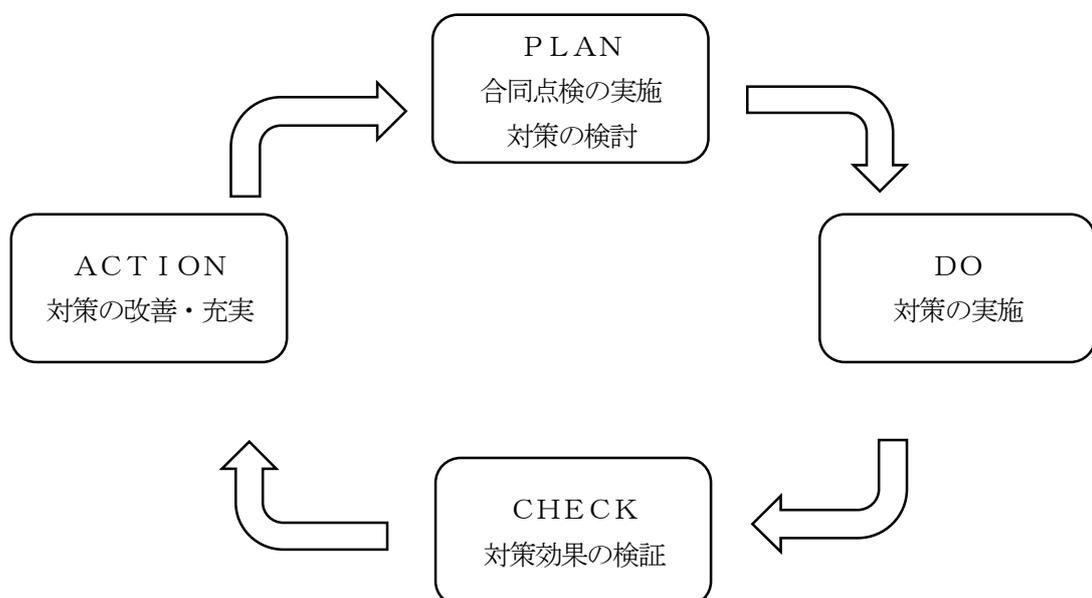
3 取組の方向性

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

ア 合同点検の実施時期等

- (ア) 町内の小中学校において、各学校から報告された危険箇所を対象に、合同点検を実施します。
- (イ) 積雪時の危険箇所については、危険箇所の調査を行うとともに、積雪状況に応じて、その都度対応します。
- (ウ) 効率的・効果的に合同点検を行うため、重要課題を設定し、合同点検を実施します。

イ 合同点検の体制

学校関係者、道路管理者、警察署等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的なメニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

対策実施後の箇所等について、実施に期待した効果が上がっているのかを確認するため、各学校への聞き取りを実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果の検証を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

点検箇所や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

○ニセコ町通学路安全推進会議設置要綱

令和3年10月1日教育委員会教育長訓令第12号
改正 令和4年10月25日教育委員会教育長訓令第5号

(設置)

第1条 ニセコ町の小中学校等における通学路の安全確保を図るため、ニセコ町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 通学路の合同点検、安全対策内容の検討、対策の実施に関すること
- (2) 通学路の安全推進に関する基本方針の策定に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、通学路の安全確保に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 推進会議の構成員は、次に掲げる機関等により構成する。

- (1) 北海道開発局小樽開発建設部
- (2) 後志総合振興局小樽建設管理部
- (3) 倶知安警察署
- (4) ニセコ町内小中学校
- (5) ニセコ町都市建設課
- (6) ニセコ町町民生活課
- (7) ニセコ町教育委員会

3 会長はニセコ町教育委員会学校教育課長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理する。

5 会長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長を務めるものとする。

2 会長が必要と認める場合は、委員以外の者を招集することができる。

(事務局)

第5条 推進会議の庶務は、ニセコ町教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項で、推進会議の運営に関して必要な事項は、推進会議で決定する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年10月25日教委教育長訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。